

令和3年8月20日

ご入所者ご家族・関係者 各位

救世軍恵みの家
施設長 細貝順子

緊急事態宣言の期間延長に伴う面会等の制限につきまして

日頃より恵みの家の働きに対しご理解ご協力をいただきありがとうございます。

既に皆さまもご承知の様に、7月中旬より発令(都内)されていましたが緊急事態宣言が来月12日まで延長されました。変異型の感染の広がり合わせ、これまでに経験のない感染者数が続いています。同時に都内の医療体制も厳しい状況になっております。

その状況を鑑み、今一度感染防止策の重点化を図る観点から、改めて本日20日より「面会等の制限」を実施することと致しました。詳細は下記をご確認下さい。

ワクチン接種も順調に進み、7月末よりようやく対面での面会が再開したばかりである中、ご家族様にはご不便ご心配をお掛け致しますが、ご理解頂けますようお願い申し上げます。

不明な点がございましたら、担当者 ☎3-3381-7243(代)までお問合せ下さい。

記

■ ご面会につきまして

① 『対面での(アクリル板越し)面会』 × ⇒8/20~9/12まで中止と致します

- 緊急事態宣言が解除された翌日(9/13~)より、改めて対面式面会の予約受付けを再開致します。(宣言が再延長された場合等によっては受付開始日も延期となります)
- 「お看取り対応中」など特段の事情がある場合には別途検討の上で対応致します。
- お荷物の受渡しにつきましては、これまで同様に1階事務室で承ります。

② 『屋外からの(ガラス越し)面会』 △ ⇒一部制限の上で引き続き承ります

- 対応時間枠の縮小など各種制限はございますが、可能な範囲で承ります。代表番号にてご連絡下さい。ご来訪の際は最小限の人数でお願い致します。
- お声が聞き取りにくい場合は施設 PHS 等準備致します(ご家族様の携帯電話等でお申し出ください)。

■ ご家族様対応(プラン説明等)につきまして

③ 『職員との面談・ご説明』 △ ⇒対面は中止とし対応方法を変更

- 現在入所されている方のご家族を対象とした「サービスプランの説明等」につきましては、「書面の郵送+電話でのご説明」を中心に対応させていただきます。

- また日頃のご様子につきましては、お電話でのお問い合わせにも可能な範囲で対応致しますので、ご連絡下さい。

■ 施設サービスの変更(再開)につきまして

④ 『訪問理美容サービス』 ○ ⇒ **感染防止策を徹底し再開します**

- 8月末より上記の通り理美容サービスを再開致します。入所者様・ご家族様には大変ご不便をお掛け致しました。サービスをご希望の際はこれまで同様、ご予約いただきますよう御願致します。
- サービス業者においても感染防止策として「ガウン・マスク・フェイスシールド」の着用その他、仕切りを用いるなどの環境設定を行います。

■ 新規ご利用希望者・ご家族への対応(見学等)につきまして

⑤ 『施設見学』 △ ⇒ **制限を継続しつつご相談を承ります**

- ご見学対応につきましては引き続きご相談を承りますが、来訪人数(基本1名)、見学範囲(1階ロビーのみ)やお時間(10~15分程度の短時間)などを制限させていただきます。ご体調の管理ならびにご来訪前の体温測定もお願い致します。
- お電話でのご利用相談、並びに資料送付は可能ですのでご連絡下さい。また施設のホームページには「施設内見学動画」を掲載しておりますので、合わせてご確認頂けると幸いです。

以上